別記様式第２号（第１０条関係）

（表面）

保有個人情報開示請求書

　　　　年　　月　　日

（実施機関）　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号　　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふりがな

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　（　　　　）　　　－

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 請求者の区分 | □　本人　　　　□　本人の法定代理人□　本人の委任による代理人（任意代理人） |
| 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称又は保有個人情報の内容できるだけ具体的に記入してください。 |  |
| 希望する開示の実施方法 | □　閲覧□　写し等の交付（□　窓口　□　郵送）□　電子情報処理組織を使用した開示（電子情報処理組織を用いて開示請求を行う場合に限る。） |
| 代理人により請求する場合 | 本人の区分 | □　未成年者（　　　　年　　月　　日生）□　成年被後見人　　□　任意代理人委任者 |
| 本人の氏名、住所等 | ふりがな氏名 |  |
| 住所等 | 郵便番号　　　　－住　　所電話番号（　　　　）　　　　－ |

裏面に注意事項がありますので、必ずお読みください。

（裏面）

　注意事項

　１　該当する項目の□欄に、チェックをしてください。

　２　開示請求の際は、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。

　３　代理人が開示請求をする場合は、請求者本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（法定代理人にあっては戸籍謄本等、任意代理人にあっては委任者の押印がある委任状、当該押印された印鑑に係る印鑑登録証明書等）の提示又は提出が必要です。

　４　開示請求をした代理人は、この開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第２２条第４項の規定により、直ちに、書面でその旨を届け出ることが必要です。

　５　開示請求に係る行政文書の写し等の交付を受ける場合は、その交付を受けるときまでに、東広島市手数料条例（平成１２年東広島市条例第１２号）別表第３の規定により算定された額の手数料を納付することが必要です。

　６　５に掲げるもののほか、郵送により行政文書の写し等の交付を受ける場合は、特定事項伝達型本人限定受取郵便に要する実費を納付することが必要です。

|  |
| --- |
| 職員記載欄 |
| 請求者の本人確認書類 | □　運転免許証　□　旅券　□　個人番号カード□　その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 法定代理人の資格確認書類 | □　戸籍謄本　□　登記事項証明書□　その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 任意代理人の資格確認書類 | □　委任者の押印がある委任状□　当該押印された印鑑に係る委任者の印鑑登録証明書□　その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 郵送により開示請求をし、又は開示を受けようとする場合の確認書類 | □　住民票の写し（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る。） |
| 担当課 |  |
| 備　考 |  |